

平成 29 年度 第 1 回みんなで支える森林づくり県民会議

平成 29 年 4 月 18 日（火）13：30～15:40

開催場所：長野県庁西庁舎 111 号会議室

出席者：【委員】※五十音順、敬称略

麻生知子委員、植木達人委員、尾崎洋子委員、金子ゆかり委員、貴舟豊委員、
糸井裕至委員、杉山紘子委員、竹内久幸委員、土屋英樹委員、浜田久美子委員、
松岡みどり委員、安原輝明委員

以上 12 名出席

【事務局】

山崎明 林務部長、福田雄一 森林政策課長、河合広 信州の木活用課長、
丸山勝規 県産材利用推進室長、長谷川健一 森林づくり推進課長、
佐藤繁 鳥獣対策・ジビエ振興室長

ほか林務部職員

<植木 達人 座長>

それでは、これ以降の議事の進行につきましては、私の方で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日が 29 年度第 1 回目の県民会議ということで、メンバーも新たに変わったところでもございますし、今日の議題の大きな点としては先ほども林務部長からもありましたようにですね、今後の里山整備の在り方って一体どうしたらいいんだという所を議論していただきたいとの事です。

実は、昨年度の最終の会議もこれに関するたたき台が出されまして、議論したことは皆さま、参加された方はご記憶にあるかと思えます。

今回は更にですね、もっと踏み込んで、今後の方向性をですね、具体化するようなもう少しですね、突っ込んだ議論をしていきたい。第一回目でございますので、そういうのが希望でございます。

時代的にですね、戦後の林業の流れの中で今大きな転換点を迎えているというのは、この場で何度も私は話している所でございますが、戦後の木材生産利用の時代から公益的機能の時代に移り、そして林業そのものがある意味では足腰がですね、林業という名の足腰が弱くなったという時代が続いたのかなと私自身は思っています。

その点環境保護問題だとかですね公益的機能への高まりが随分出てきたと、裏表になったのかという気がしますが、なにせ日本は山国であります。森林資源が非常に豊富な世界

でもトップレベルの森林率を誇っている国でございます。ましてや長野県、日本の屋根と言われるこの地域において、森林・林業が健全に利用される、そして、県民がですね、広く森林の恩恵を受けるということは、大変重要なものだという風に思っております。

そういう意味ではですね、長野県の森林・林業の政策の方向性はどこで議論するのかといった場合に、一つは森林審議会がございます。そこはそこでやられているとは思いますが、実は県民会議がですね、ある意味では県民税のものだけの議論ではなくて、税を扱っている以上、森林の持つ機能や役割、それから県民に対する恩恵への対策・政策というものをしなければならぬというのは実は規約と申すのでしょうか、それに明記されております。私も改めて見たところでございますが、そういう意味ではですね、この会議というのはある意味では森林審議会と両輪の元でございますね、長野県林政の方向性のある程度の見通す重要な場であるということをご理解いただきたい。

そういう意味でございますね、今日一つ目の議題、今後の里山整備の進め方というところは本日の中心議題でございますので、是非前回出された意見、再び提案してもらっても結構ですし、更に色々な視点からご発言いただければ大変うれしく思っております。終了時間 15 時 30 分目標に多くの意見を聞きたいと思っておりますので、是非ご協力の程よろしく願いいたします。

それでは、早速議題に入りたいと思います。会議事項の一つ目でございます。今後の里山整備の進め方について、これにつきまして事務局の方からご説明をお願いいたします。

会議事項

(1) 今後の里山整備の進め方… 資料 1

説明者：福田 雄一 森林政策課長、千代 登 森林政策課企画幹、橋渡 博之 担当係長

<植木 座長>

ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。大きく言えば、1つ目は森林の枠組みをどのように捉えるか、ということ。それから、その枠組みに対してどのような手法で優先順位を決めたか、ということ。3つ目として、その対応策をどのように考えるか、という、簡単に言えばそういう3つの視点からの説明だったというふうに思っています。まず、今回初めての出席の方もいらっしゃいますし、前回説明があったが、もう1度確認したいと、議論する前に、内容についての確認のところでお聞きしたいことがあれば、ご発言いただきたいと思います。言葉の問題でも結構です。

<安原 輝明 委員>

確認です。資料1の1ページ、民有林の分類のところなんですけれども、千代さんの方から、「大まかに」という表現があったかと思うんですが、「公的に管理する森林」、「里山として管理する森林」、「林業振興に取り組む森林」、「自然の推移に委ねる森林」、というこ

とで、千単位なんですけれど、数字が広がっているのですが、これは誰が、どのように区分けしたのかということをお教えいただければと思います。

＜長谷川 健一 森林づくり推進課長＞

お答えいたします。森林づくり推進課長の長谷川でございます。こちらの分類につきましては、長野県の方で、林務部で作っております、森林づくり指針を作成をした際に使った考え方をもとにして、県の方で区分をしているものでございます。例えば、何か法律に基づいて、「公的に管理する森林」が法的に指定を受けているとかといったものではなくて、ある程度施策を進めていくに当たって大きく分類を試みる必要があるということで数字として、県の方で作成しているものでございます。

＜松岡 みどり 委員＞

航空レーザで、鮮やかに緊急に整備をする必要のある場所を示していただいたのですが、長野県としては、どれくらいの精度が表されているというふうにお考えかということをお教えいただきたいことと、あともう1つ辰野町で山のお宝という取り組みがありましたけれども、だいたいいいんですけど、どれくらい利益が出たのか、そんなところがわかれば教えていただきたいと思っております。

＜植木 座長＞

はい。事務局、よろしいでしょうか。精度の問題と、どのくらい利益が出ているのかというご質問でした。

＜長谷川 森林づくり推進課長＞

航空レーザ測量の結果についての精度ということのお尋ねでございます。航空レーザ測量については、研究段階から今、実践段階に移りつつある技術ということで、全県でいわゆる航測を終えた県というのは、現在日本でも佐賀県と、我が長野県の2県だけという状況でございます。精度ということになりますと、やはり現地に行って1本1本測ってくることに比べると、やはり一定の精度が落ちる限界はございます。ただ、これがやはり、利点を持つのは、全県の状況、広い面積の状況を同じ目線で、把握をしてこれる、ということで、もちろんこれで現地調査が全く必要がなくなるというようなところまではまだいけないかなというふうには思いますが、全県の状況を先ほどのように、ある程度把握をする、ある程度のボリュームを把握するということには十分使えるところまでには来ているのかなというふうには思っております。

＜松岡 委員＞

ざっくり何十%とか、そういう数字があれば（教えてください）。

＜長谷川 森林づくり推進課長＞

やり方によっても、ちょっと変わってくるんですけども、かなりいい精度がでる時も

ありますし、2、3割ずれるという時もありますので、まだどういう条件の時に、どれくらいずれるのか、ということが完璧にわかっているわけではないという状況です。

<千代 森林政策課企画幹>

続きましてですね、これ塩尻市でございますけれども、「山のお宝ステーション」の事業ですが、詳しく1日に何回とか、年間何回一人の方が軽トラで何台分出されたかというのはそれぞれだと思いますので、1番最初は平成26年度で、年間6回活動されまして、43トン、平成27年度は、98トン、平成28年度は、179トンということで、320トンと、これ金額がですね、だいたい1トン当たり5千数百円というふうなことを聞いておりますので、軽トラで1回運びますと、3千円くらいになります。なので、ころがっているのを例えば40センチの薪の大きさに玉切ってですね、軽トラに乗っけて、2千数百円とか3千円くらいにはなるだろうということで、そこに労力を、人件費として数えますとマイナスになっちゃうんですけど、農作業の一環としてやってきましたよというふうな点では、通常では汗流しても、対価というものが農家には出ない、それが持って行ったことによって、2千、3千円になると。そういう計算になると思います。

<松岡 委員>

どうもありがとうございます。

<植木 座長>

はい。あと、確認しておくべきことはございますか。どうぞ尾崎委員。

<尾崎 洋子 委員>

消団連からきました尾崎でございます。よろしくお願ひいたします。1ページのですね、冒頭のところの3行目の「最も効率的な方法で」と書いてございますけれども、この効率的な方法って何かあるのかどうかということが1つと、それから矢印なんですけれども、「行政による支援の必要性」のこの矢印の説明をお願いします。2点です。

<植木 座長>

はい。よろしくお願ひします。

<長谷川 森林づくり推進課長>

1ページのことについてのお尋ねでございました。まず1つ目が、最も効率的な方法で整備を進めるということなんですけれども、整備の仕方のイメージにつきましては、2ページにお示ししているとおりでして、「林業振興」のところにつきましては、効率的に木材をある程度収穫していけるように、育てて、切って、また植えて、ということをやっていくと、ただこの間隔ですとか、やり方については、現場で異なる部分がありますので、そこを現場に合わせながら、効率的にやっていくということでございます。公的管理の部分につきましては、切って、また植えるということではなくて、ある程度将来的には手がか

からない山に効率的に変えていくということで、ある程度手を入れた上で広葉樹なんかを導入をしていく施業をしていくというようなことで、その場所においてですね、やり方を変えていくという意味合いで使わせていただいているものでございます。

1 ページに戻らせていただきまして、矢印の意味ということでございます。縦軸と横軸を大きく作らせていただいております。縦軸につきましては、「行政による支援の必要性」ということで、大まかに森林に手を入れる必要があるのかどうかということで、必要性が大きいものと小さいものにしてあります。自然の推移にある程度委ねていても大丈夫なところについては、行政の支援をほとんどしなくても、ある程度自然の力でやっていける。ただ残りの部分につきましては、ある程度山の手入れをしていく必要がある、施業していく必要があるという中で、今、林業の現状を考えますと、ある程度行政の支援が必要と考えてございます。横軸ですけれども、左手に公益性、右手に経済性と書かせていただいております。こちらにつきましては、森林として、何を発揮させていきたいのかということをおおまかな方向性として示しているものでございます。右手は最終的には林業振興ということで、雇用の創出ですとか、そういった経済性を発揮させていくというようなことを目標にしている森林、左手はですね、防災ですとか、水源の涵養ということで、皆さんの生活を守っていくために森林の機能を発揮させていきたいという、そういう機能の区分けという意味で大雑把にやらせていただいております。ちょうど里山のところはですね、そういった観点からは、中間的な性格も持っているということをお、ご理解いただければというふうに考えております。

<尾崎 委員>

わかりました。

<植木 座長>

はい。麻生さん、どうぞ。

<麻生 知子 委員>

1 ページ目の分類のことについて、まだなんとなくぼんやりとして、境目がわからないのが、里山として管理する部分と、林業振興の部分の線引きのことです。要件が、例えば集落からの距離とか、あるいは樹種とか、区画の面積とかあると思うんですが、何が優先されて、「これはこちらの区分、これはこちらの区分。」というふうに分類されるのか。県の方では色分けされた図面というか、マップのようなものがあると考えていいんでしょうかね。というのは、林業振興に取り組む山というのは、確かにここにもあるように、林内路網を整備して、これから先も生産林として力を入れていくという山だとは思いますが、ここ 10 年程は集落の近くのヘクタール以下の山を団地化というか、集約化をして一つのまとまりにして、それを個々ではなく、全体として路網を整備をして、やっていこうということをおずっとやってきたと思うんですよね。そうすると、集落に近いところの零細な山の積み重ねであっても、それは一つの生産林としてのまとまったものとして、今後はやっていくんだとやってきたような気がしているので、その様な里山と林業振興に取り組む山と

いうのを線引きがどこでどのように行われているのか例えば事業者が「ここを里山整備としてのメニューである森林税を使ってやりたい。」「いや、ここはそうではなくて、ここは林業振興の山だから、国庫を使いなさい。」とか、何かそういう色分けというか、分類があるんでしょうか。そのあたりを伺いたいです。

<植木 座長>

今、麻生さんの発言は、大変重要なポイントなんですよ、実はね。ですから、これは後で議論しましょう。とりあえず、今、言葉の確認だとか、その辺でいきましょう。いいですか。あとに回します。何か今確認しておきたいこと。はい。金子委員さん。

<金子 ゆかり 委員>

初めてお伺いをしまして、ちょっと確認をさせていただきたい。この議論のですね、最終目標のところ、先ほど座長の方からも、森林づくり県民税の最終年で、リフォームに向けて、この議論が行われているというふうに捉えていてよいのかどうかということですが、今この議論がその目的のためのどこの位置にあるのかということを知りたいので、そこをもう一度確認をさせていただきたいと思います。

<植木 座長>

この場が基本的には森林税についての議論する場でありましてね、それはそうなんですけど、ところが、「これから森林についてどのように整備していこうか。それが森林税によってどう賄っていくか。」というのが、本来うまく合えばいいんですが、今将来的に、今年で終わると、で来年度以降についての議論でもあるんですが、来年度以降については、森林税がどうなるか、今のところまだはっきりとしていないわけですよ。ただし、この県民会議の場というのは、長野県の林業・林政の方向性、政策について議論する場でもある。これはもう一方で、森林審議会というのもあるんですが、それとここが両輪となってですね、長野県の将来的展望も議論するというようなことがありまして、その意味では、森林税うんぬんのは置いておいて、とりあえず長野県の森林の将来展望どうするかという議論を進めていきたいということです。今、森林税につきましては、税制研究会であるとか、そういったところでも議論されておりまして、ここ（県民会議）がどんどん森林税やるべきかやらないべきかという議論には単純にいかないわけですね。そういうことがありまして、まずは、将来の方向性をどういうふうに見ていくのか、森林税を、もしあるとしたならば、その森林税が結果的には我々が提案している方向性とどううまく組み込んでいくのか、というようなことになっていくだろうというふうに思っておりますので、とりあえず、今ここでの議論の目的というのはですね、先ほど言ったような森林の整備の方向性について、どのような対応策も含めてやっていったらいいのかという議論を意見を出したい。ここは決定の場ではなくて、ここで県民代表の方々の意見を出していただいて、そして「これいいよね。」というようなことがあればですね、さらに事務局が持ち帰ってですね、そしてそれを整理しながら、次回の県民会議で「こういうような案でどうだろうか。」というようなですね、提案をしてくるというような、そういうような場ではございます。

<金子 委員>

今、お話しを伺っていたのは、今の議論が県民税が民有林、手の入らない民有林を対象に主に今までやってきましたので、それはもう大前提だということで、その次のステップとしての今の議論があるのか、あるいは、県民税といえども、今までは民有林に限定してきたんですが、長野県全体の森林を見たならば、公有林にしてもですね、また大変遅れているわけですね、整備の進捗テーマとすれば、それにも使えるようにするというようなですね、そういう議論がこの先あるのかどうか、というのをお聞きしたかったということです。

<植木 座長>

まず森林整備についてやろう、ということがあったのが、森林づくり条例というのがそもそもございまして、その辺から出発しているんだというふうに私は理解しています。基本的には、森林の整備が遅れている中で、長野県として森林整備をしていくためにはどうしたらいいかということ、あえて条例を制定して作っていった。それによって、森林の指針というものを出しながら、そしてこういう県民会議、地域会議というような県税もある程度考えましょうということで進んできたんだと思います。ですから、ベースは森林整備をしていくんだというのがベースです。ただ、これが1期、2期と終わる中において、徐々にその役割も変わってくるということが当然あるかと思っています。ですから、それに拘泥することなく、幅広く、長野県の森林・林業どうしたら活性化を進めながら、あるいは林業そのものを産業として成り立たせるのか、あるいは地域への活性化としてどういうふうに県民税を利用して、それを活かしながら、長野県全体を底上げしていくのか、ということも含めた視野を持ってもいいだろうと私は思っています。民有林というのは、国有林以外は全部民有林と言います。ですから、公共林も市町村有林も全て民有林になります。民有林以外は国有林と思ってください。そういう意味でこれは進めているということでございます。

他に確認すべきことはございますか。

はい。桑井さん。

<桑井 裕至 委員>

10ページにあります里山整備利用地域につきまして、認定されている地域がまだ5地域しかないということで、森林税との関わりがどうなっているのか、森林づくり条例における経過とか、森林税とこの里山整備利用地域との関連性について教えてください。

<長谷川 森林づくり推進課長>

里山整備利用地域は、10ページにありますとおり、条例に基づいて、知事が認定をする地域ということで設定をされているものでございます。直接的な、今、森林税を活用させていただいて行っている間伐とこの地域の関係については、直接は関係性を持たせていない状況です。この地域の中で行われる間伐も対象にしておりますし、それ以外の場所も

対象としている状況です。

もともと里山整備利用地域については、名前にもありますとおり整備だけではなくて、利用のところの概念も入れて、現行では30ヘクタールという比較的大きな場所をまとめて整備・利用していくような仕組みを促していこうということで、条例の中で盛り込まれてきたものでございます。現在5地域認定という形で書かせていただいています別冊の資料なんですけれども、林務部の業務内容という冊子がございます。その中で7ページに森林づくり条例の概要という形でございます。その下段の方の右手に里山整備利用地域が現行認定されている地区ということで、松川町から茅野市まで、50ヘクタールから100ヘクタールを超えるような地域を、市町村の方々にもご協力を頂きながら、認定をしてきたという経緯がございます。地区としては、今、限られた状況なんですけれども、取り組みとしてはですね、先ほど事例をご説明させていただいたように、地域が一体となって整備や利用は進んでいるということで、今後、里山の整備や利用を考えていく上では、少し30ヘクタールとか大きくまとめる要件をですね、少し見直しを考えた上でこの条例の仕組みをもっと活用できないかというようなことを今考えているところでございます。

<植木 座長>

ありがとうございました。それでは、特にないようですので、本題に入りたいと思います。

先ほど言いました、事務局の説明は大きく3つに分かれていたということだというふうに思いますが、議論すべきことは、その森林の枠組みの捉え方がどうなのかということ、大前提になる部分ですね。ここの部分について議論したいということ。それから手法につきましては、これは最新の手法だと、私も理解しています。航空レーザ測量というのは、最近他の県やっていないところが多くて、それでいてかなり様々な実態の分析には有効かと。精度など多少の問題はあるにしても、広域での森林計画をする場合には非常に有効なものである。それにプラスして密度の問題だとかも含めて、優先順位を決めるというのは、それはそれで私どもは納得するところです。ここのところは、それほど問題はないのかなと思います。3つ目は、今後の対応策がこういう方向でいいのかということがやはり大事だろうと思います。ですから、1つ目の枠組みの問題と3つ目の対応がこれでいいかというところに特に焦点を当ててやりたいと思います。

1つ目の森林の枠組みについての説明がありました。これにつきまして、先ほど麻生委員からご質問がありましたので、事務局の方からお答え願います。

<長谷川 森林づくり推進課長>

1ページのところでご質問があった内容は、一番右手の林業振興に取り組む森林のところで、里山として管理する森林の境目というところのご議論だったというふうに思っております。ここはおおざっぱに分けましたという説明をさせていただいたとおり、ある程度、考え方をまとめるために県の方で少し机の上の部分も含めてですね、条件を設定して区分をさせていただいたものでございます。特に、第2期の森林税事業を実施するに当たって、どれくらいの里山として整備が難しい部分があるのかどうかというところを区分していく

ために 68,000 ヘクタールというのを算出していた時の考えに基づいております。ここの、特に林業振興に取り組む森林と里山として管理する森林のところで、このような区分けになっている 1 番大きな点は、やはり所有の細かさになっていきます。私有林であるとか、そういった点もあるんですけども、やはり所有の細かい森林であるということでもあります。麻生委員がおっしゃったとおり、里山として管理する森林の中にも、地域の方々の懸命な努力がありまして、ある程度一体でいわゆる集約化が行われて、かなり林業振興的にも管理していけるんじゃないかという場所も出てきております。具体的には、特に県の方として把握している手法としては、この 68,000 ヘクタールの中で、森林法に基づく森林経営計画という形である程度団地化がされた場所というのが、それほど多くはないんですが、現行 8,000 ヘクタールぐらいあるというふうに数値を持っております。ですので、その 8,000 ヘクタールについては、将来に向けた管理ということ言えば、林業振興に取り組む森林の 12 万 4 千の方に入れ込んでですね、少しこの境目がずれるというような感じで考えていくこともできるのかなというふうには考えております。ただ、そこはこれからの議論かなと思っております。

<植木 座長>

麻生さんよろしいですか。

<麻生 委員>

はい。

<植木 座長>

今の枠組みの説明について、他にありますか。

それでは、杉山さん、どうぞ。

<杉山 絃子 委員>

私からの質問は、逆に公的に管理する森林と自然の推移に委ねる森林の部分なんですが、ここの中に個人の山主さんが入る面積のこともあると思うんですが、個人の山主さんがその自然の推移に委ねる森林になった場合に、それを理解されているかどうかということと、自分が持っている山が林業振興に取り組む森林には入らないのであれば、例えば保安林になると、税制優遇措置があると聞いていますが、そういった部分について、この 2 つに関してそういった部分で何かあるんでしょうか。

<長谷川 森林づくり推進課長>

区分の考え方のご質問かなというふうには思いますけれども、まず公的に管理する森林につきましては、やはり多いのは保安林、それからいわゆる公有林、市町村有林ですとか、それに近いものがここに区分されております。自然の推移に委ねる森林につきましては、保安林ですとか、自然公園のようなところもあるんですけども、私有林も中には少し入っていると考えております。ここの区分の考え方につきましては、まずは比較

的林齡的として高齡であるとかという形で、なかなかもう整備が必要ないだろうというようなところですか、あとは書いてある通り、いわゆる天然林のところであるとか、そういったものが28万5千ヘクタールぐらいカウントされているということで、天然林もなかには私有林でお持ちの方もなかにはいるんじゃないかというふうには思います。

<植木 座長>

他にどうでしょうか。このような分け方で基本的には進めていったらどうかということですが。いうならば、経済林としてのこの林業振興の場の森林、それから身近な里山、それから公的な部分というふうに分けているんですけども、それで面積はこの程度でしょうねという。

私の意見なんですけれども、前回からなかなか名称が気持ち悪くて、ピンとこないんですね。ごめんなさいね。と言いますのはですね、例えばですよ、里山として管理する森林というのは、これはいったいどういう位置付けなのか、例えば、林業振興であれば、林業振興としての、という考え方はよくわかるんですよ。公的に管理する森林というのは、公益的機能を重視してやっていくというところが見えてくるんですが、里山として管理する森林の位置付けというのは、放置されてましたということをどういう方向で持っていくのかというのがよく見えてこないというか、わからない。タイトルの付け方が、場所の概念でつけたり、政策的な振興という表現でやったりすると、統一感がなくて、そこが私は気持ちが悪いのかなという気がしている。一番下の方の横の流れとして、「公益性」と、「経済性」というのがあって、これはこれまでの議論はそうなんです、ほしい。2つの範疇で議論する場合が多くて、そういう分け方をしてきた、これはいいんですけども、例えば、林業振興に取り組む森林はなんなのかと言った場合に、例えば、生産林だとか、経済林というような分け方は私は十分でないのかと。里山として管理する森林というのは、我々の身近な生活の森林ですから、生活環境林だとか、あるいは生活利用林だとか、そういう表現の方が、経済林あるいは生産林と対をなしてくるだろうと。それから公的管理する森林ということになりますと、むしろ防災的観点ですよ、そうすると、防災林であるだとか、あるいは里山を生活利用林とするならば、公的な部分を、生活環境林にするだとか、そういうような、そして最後は自然推移は、自然林でいいんじゃないかというふうに分けた方が私自身はわかりやすいんですね。そうすると、経済林という部分は、経済基盤の整備というようなところで見るとれますし、こちらの里山以降の左側は、むしろ社会基盤としての山づくりとしての位置付けがされてくると。ですから、我々としては、県としては、この経済林と言えども、本当は私的経済の下で、自由に経済活動が進めばいいんだろうけれども、しかし、それでも、基盤整備が必要なんですよということを意味させなければ、県の行政としてはやはりもたないわけですから、ですから、どちらかと言ったら、経済林あるいは生産林を経済基盤整備として位置付ける。それから、その他の方は、社会基盤整備として位置付けて、基盤整備として、我々はやっていくんですよというふうな考え方の方が私自身はわかりやすいんですね。ですから、ここのところの分け方をもう少し検討した方がいいのかなと。そうすると、スッと入るというか、このそれぞれの内容について、私は異論はないが、ただ名称があやしいと、そもそも疑ってしまうという私

の悪い癖がありまして、すっきりしたような名称の方が、あるいはどう対立関係、あるいは連携関係にあるのかというようなタイトルを付けた方がいいだろうなというふうに思っています。ですから、我々が扱っている政策というのは、社会経済基盤を整備するものなんだという最終的には、そういうふうな位置付けで行くならばよろしいのかなという気はしますけどね。この名称でもいいということであればいいんですが、ちょっと前回からどうも気持ちが悪くてですね、今日いろいろ考えてきたんですが、そうするとこの後の表現の仕方も少しずつ変わってくるんですけども、それは字句を直す程度でいいのかなという気はしています。ご参考にしていただければと思いますけれども。よろしいですか。委員さんの中で、今の私の意見について、ご意見ある方いらっしゃいますか。

<麻生 委員>

今のところの部分で、一番わからないのは、所有者の意向という部分なんですね。例えば、大きな人工林であれば、植えた時から経済性を考えてやっていったというのが明らか。例えば、4ヘクタールとか5ヘクタールという面積でやっていった場合は、そういうものが所有者の意向として目に見えるものだと思うんですけども、集落周辺の、例えば3反歩、5反歩、7反歩というものは、持ち主がどういう意向で植えたのか、その時の理由でなんとなく植えたのか、子どもの代になったらこの木で家を建てたくて植えたのか、というあたりも含めて、なんとなく所有者もあいまいなまま来てしまった、意向がよく見えない山というような感じが私は実はしていて、それを例えばここで公的な税金というものを導入をして、整備をしていく時になにに位置付けるか、例えば、生活環境の環境系か、集落の周辺環境の整備という1つの旗印をあげて、「それにみんなならってください。」というふうになるのであればいいかなと思います。里山だけでも利用しましょうということで、個々の山主の意向と、それと全体として整備を推し進めていきたいという県や、森林整備を推進する人たちの間というのは、離れているものがあるような気がして、私ももやもやしています。

<植木 座長>

はい。他にどうでしょうか。どうぞ。杉山さん。

<杉山 委員>

それに関連してなんですが、私は普段は現場で仕事をしているので、普段お話ししている方たちは全て現場の方たちです。自分の組織の方だけでなく、他の組織の現場の方たちとお話しをさせていただく機会も多々あるんですけども、正直に申し上げて、現場で実際山で仕事をする方たちがこの区分ですとか、こういう方向にもっていきたいからこの仕事をしているんだということを明確に理解しているような気がしないんです。もちろん、ある程度指示がくるので、指示されたとおりに仕事をするのは当たり前なんですけれども、全体像だとか、将来像が見えないままにそのまま仕事をしてしまっている部分がもしかしたらあるのではないかなと。なので、私の希望としては、できれば、実際に作業する人間までそういったものがわかるような、何か取り組みをしていただければありがたいのかな

と思いました。

<植木 座長>

はい。ありがとうございます。他にどうでしょうか。何かご意見等々ございますか。どうぞ。竹内さん。

<竹内 久幸 委員>

整備必要な面積の試算については、これからさらに詳細のものを検討するという事なんですけれども、だいたいの概要として、大雑把ではありますけれども、私は問題ないと思います。ただ、問題はどのように進めていくのかということでは、要するに、条例に基づく里山整備利用地域、これがまだたったの5地域しかないという状態からいくと、全てがこれに、整備をするために、すべての地域が当てはまるかということ、おそらく当てはまらない地域がいっぱい出てくるような気がするんですよね。しかも、問題は、集約化ということが、県が予想した以上に難航したというのが現状でして、それを考えると、この仕組みの中にどうやって、そのことが推進できる体制を作っていくか否かというところに将来がないと見えてこないのかなという気がしています。その意味でいけば、例えば、こうした仕組みの中に、集約化の専門員であるとか、そういう皆さんの位置付けをですね、しっかりさせていくということが大変重要なポイントだなと思いますし、また新たにもっとやりがいがあって、どんどんNPO法人ができるとかですね、そういうものをどうやって推進していくかというようなことを仕組みの中に入れていく必要があるだろうなと思っています。そのことを申し上げた上で、国の方は、平成30年から、いわゆる森林環境税を入れるということで、37の府県がやっている税と、併存していくという方向で検討されているということなんですけれども、ただ問題は国の方で導入する事業は、市町村が事業主体ということ考えた時に、果たしてその仕組みもどうやって市町村が担っていけるのかということが大きな課題としては立ちはだかっていると思いますので、今後の仕組みを考える上では、どうやってこの面積を整備していくかという上では、そのことも視野に入れて、市町村の体制作りというところをどうやっていくかということもやっぱり考えていかなければいけない。同時に、市町村と森林組合や担い手の関係をどうやって構築していくかということも考えていかなければいけないと思います。とあわせて、1番始めの分類の中で、先ほど植木先生がおっしゃられた名称の問題もあるんですけれども、経済性、いわゆる林業振興に取り組む森林ということで、「森林県」から「林業県」ということで、今、掲げているわけなんですけれども、この辺について、これからどんどんとやっぱり、生産材が輸出も含めて上向いてきているという現状を考えると、伐採する森林は増えてくると思います。その時に、再生林は現状どうなっているのかということを検証していかないと、端境期において、ただ林がどんどんお金になっていくという話になってしまうと、そちらに比重を置いた形の中で林業が老いていくということになってくると思うので、その時に再生林がどうなっているのかを検証していかないと手遅れになってしまうと思います。事実、宮崎県には、この商売には将来性がないと自ら言っている人たちもいます。そのことは、お互い学びながらやっていく必要があると思います。そのことも位置付けていく必要があるの

ではないかと思えます。

＜植木 座長＞

はい、ありがとうございます。

今の竹内委員の議論は次の対応の方にも入りましたので、とりあえずは、先ほどの枠については一旦閉めます。事務局には持ち帰って検討していただくようお願いいたします。対応策として、竹内委員から仕組みの問題をどうするのか、再造林の問題をどうするか検討の必要があるという質問がありました。事務局いかがですか。

＜長谷川 森林づくり推進課長＞

国の環境税の問題と再造林についてのお尋ねですが、1 ページにあります4つの区分がある中で、里山として管理する森林という名前ここで書かせていただいている部分は、非常に中間的な性格を持っているところで、当初は身近な森林ということもあり、比較的、道路から近いところもありますので小さいながらも経済林をつくって行こうとした経過のケースもあったのではないかと考えております。それが、時代の変化もあり活用されにくくなったという場所でございます。そういった場所につきまして、どういった性格・機能を持たせて管理していくのかということにつきましては、県の方からこれは経済林にもって行きなさい、これは公的な部分でやりなさいと一概に言うことが難しい部分があるのではないかと、地域なり所有者の希望を聞きながらでないに進んでいけない部分があるのではないかと考えています。

そういった中で、対応策としてお示ししている8ページになりますけれども、そうはいっても整備をしていかないと少し災害の発生等の観点から心配がありますという森林が存在しているということが今回の分析からもかなり明確になってきたかなとも考えています。しかしながら、その整備をどう進めていくのか、併せて整備をしながらそこをどう使っていくのかということについては、なかなか1種類にならないのではないのかというのが、10年程やってきた我々の感覚としてもございます。そうした中で、ある程度整備が必要ではないかというところを地域にお示ししながら、そこをどのように整備を進めていくのかということも地域の中で考えていただくような取組を、特に地元の市町村のみならずにもご協力いただきながら、地区の所有者の方々に考えていただく取組にしていけないかと考えています。そうした中で、ある程度、木材生産等を重視する整備をしていく森林にしようという地区もあると思いますし、防災目的を重視するところもあるかと思えます。その中で地域の中で整備を進めていただきたい、そういったことを考える上で、既存にあります里山整備利用地域という仕組みは、非常にマッチしているのではないかなという考え方で、里山整備利用地域ありきではなくて、こうしたことを進めるにあたって条例の仕組みが使えるのではないかと考えているところがございます。

お答えに戻りますが、国の環境税の問題につきましては、今、国の方から示されている状況としましては、今年冬、29年12月頃には、実施の有無を決定するというスケジュール感が示され、市町村の財源として整備に主に使われるということについてはアナウンスされているところです。先に総務省の方でも検討会が立ち上がるということが公表され

ていますが、まだ中身については検討が続けられているという状況です。我々としては、最終的に国の税が出来上がれば、どの部分を国の税の中で市町村主体にお願いするのかとうことを考えていかななくてはならないと思っております。

再造林の方のお答えになりますが、後ほどお時間をいただく予定にしておりますので、そちらでご説明させていただきますが、一つ目の林業振興と呼ばせていただいているところについては、的確に再造林を進めていくことが今後の大きな課題と考えております。今年も予算も新しく用意させていただきました。九州の西の方からの伐採の動きは進んでおりますが、幸いと申しますか、長野県は本格的というところまでにはなっていないというところだと思いますので、新しい再造林の仕組みも現場の方に普及させながら、九州の方で起こった再造林放棄という問題が極力発生しないように県としては取り組んでいかないとはいけないということを考えているところでございます。

<植木 座長>

やろうとしている基本の流れは、地域住民の意識を変えていく、あるいは地域主体の方法ですね、という理解で私は捉えました。

ですからそのために、地域の方々がどうやって自分たちの身近な山である「里山」を自ら整備し、方向性を決めていくような取組ですよ、ということなんだろうなと思います。ただ、その場合に、それをどう仕組みづくりをするのかというところが難しいのかなと思います。最後の12ページにある有志でやっている里山づくりがどうしてできているのか、というようなことなのかなという気がします。そういった地域住民主体の森づくり、あるいは環境林づくりが、小さいところも含めてやっていきましょうね、というのが流れなのかなという気がしています。

他にどうでしょうか。何か。

<浜田 久美子 委員>

前回の時も、里山というのはそもそもは、振興林の木材生産と違って、使った結果としての里山なので、ここで語られている里山というのは、どの里山なのかが正直分からないのですが。分類をどうするかというよりは、私はどういう対応をするかという問題だと思わざるを得なくて、地域の方たちがどうしたいのかということなのだと思います。じゃあ地域ってというのはどこからどこを指すのか、区なのか市なのか範囲の問題も非常にあいまいな問題なんだと思います。決められる問題でもなくて、関わる人が誰なのかが分かっているようで分かっていないというように感じています。自分自身の活動の中では、区の中でのメンバーが里山の整備をして、自分たちの理解者を少しずつ増やしていった手を入れさせてもらって地区の里山を整備するというやり方をされていて、6年目になってきてようやく地区の人たちが、うちのもやってということになってきました。そこに至るまでに非常に時間がかかってしまうんですね。1回の話し合いでは決して動かないんだというのがよく分かっている中で、それをどうするのかというのが難しく、熱意のある方が地域にいてできたことだと思います。その熱意のある方がもともと地元の方だったというのが非常に大きな要因で、よそ者ばかりだとなかなか動かすことが難しく、多分、上牧の事

例も、もともと住民の方がいたのが大きかったんだと思います。ただ、もともとの住民の方が動いてくださるケースは残念ながら多くはないと思っています、住民の方たちの中に誰かキーパーソンがいて、そして、よそからの地域の人たちの力がどう入るか、というコーディネートの力がこれから必要になってくるんだと思うんですね。地域会議の中の意見の中でも、ファシリテーターとかコーディネーターの話がありましたけど、じゃあそれは誰がやれるのか、整備の中でじゃあどうしたらいいのか、専門家に聞きたいという気持ちがあるわけですよ。でも、その時の専門家が見当たらないわけです。じゃあ県の普及に行けばいいかという、とても敷居が高くて行けない。信州の木のコンダクターの方が育ちましたけれども、会ったことがないので、実際には誰に相談していいのか分からないわけです。これがもっと明確に、やりたいことがあってどうしたらいいかということ相談できる窓口が、うんと低いハードルで欲しいと思います。

＜植木 座長＞

今後の方向性には4つの大きな点を書いてあって、早急にやるべき個所の特定は、これはこれでいいと思いますが、基本的には市町村や地域住民が主体となって、そのためには人材育成というものをどう活用していくかが示されて、県民の方に見える化ということで進めていくことが一つの大きな流れということになります。この提案は悪くないと私は思っています。しかし、その具体化をどうするのか、これは住民主体だけでは無理で、一方では産業としての林業振興がどうしても必要だということがあるのかなという気がしています。具体化につきましては、ここで意見を出してもらえば事務局としてはやりやすいのかなと思っています。

次回の県民会議でも、この話は続けていいでしょうか？今日のところは時間の関係もありますので、また次回頭の部分でこの取組についてどうしたらいいか皆さんから意見をいただく時間を割きたいと思います。次回もひとつよろしくお願いします。
金子委員さんから一言意見をいただければ。

＜金子 委員＞

県民税は当初の第1期では、大きな道路の脇ですとか見えるところから、手が入られたことから、森林というのがどう有るべきものなのかということ県民に知らせたということでは非常に大きな意味があったと思います。うっそうとした木々が間伐されることによって明るい光が当たって高級なイメージになりますので、非常にいいリゾートに来たという印象を与えました。それからもちろん環境や災害防止にも効果があるわけですから良かったですけれども、第2期に当たって利用される金額が落ちてきたというのは、やはり特に諏訪地域は、個人の所有面積が非常に少なく、整備率も全国平均の3分の1に満たない状況であります。それは小さなエリアの所有者が沢山いるということと、所有者の林地台帳というものもきちんとできていない、継承されていないということもありまして、明治時代の「〇〇左衛門さん」ですとか、それを相続する人たちの数がものすごく多くなって、取りまとめる人に対しての経費が追い付かないわけです。赤字を出してまでやろうとする人はなかなかいない、区が間に入って成功した事例は少しはありますけれども、森林

税の使い勝手やルールというのも、そういったところに手厚くすることで森林税が有効に利用される可能性がまだ残っているのではないかと思うことが一つです。

それから、「里山として管理する森林」という表現がありました。が、「里山として管理すべき森林」という表現に変えることによって、いずれにしても林業に取り組んで利益を上げる森林でも、整備の手が入りきらないと環境的な部分でマイナスになるということも考えますと、どの民有林の管理に公的資金を入れながら管理するという合意がつかれるのではないのでしょうか。

その時に、もう一つの論点は人手不足です。まだ手を入れなければならない森林は沢山あるわけですが、予算はついたけれどもじゃあ誰が間伐の作業をするのかといった時には、人手不足というのが大きな課題になってくるのではないかと思います。それから、森林法が改正されたことによって、所有者を差し置いて、間伐については公的な手が入るという方向が少し見えてくるのだと思いますけれども、それを具体的にどのように作業を進めていったらいいのかということについて、まだ我々も十分な理解が出来ておりません。

そうした中で評価させていただきたいのは、緊急に手を入れなければ災害に対して不安だということをこれだけ明確に示していただいた、この手続きについては大変ありがたいことだと思います。さてそこで、やらなきゃいけない場所は優先順位を見極めました、では具体的にどう手を入れるかという時に、所有者の理解をどう取り付けるか、所有者が不明なわけですから、それに対してどのような権限を持って手を入れることができるのか。まずは災害対応だと思います。優先順位とすれば。そうしたことの整理をしていく必要があるなということをして市町村の立場から感じております。

<植木 座長>

ただいまの意見についても参考にしていただければと思います。今後の里山整備の進め方という議論については、ここで一旦閉めさせていただきます。

続きまして、みんなで支える森林づくり地域会議の開催状況についてということについて事務局からお願いします。

(2) みんなで支える森林づくり地域会議の開催状況… 資料2

説明者：福田 雄一 森林政策課長

<植木 座長>

はい、どうもありがとうございました。

10の地域会議での主な発言ということで取りまとめあげたところでございます。何か御意見、御質問等ございますか。

松岡委員さん。

<松岡 委員>

疑問に思ったのですが、松本地域と大北地域が1回しか行われていないという何か特別な理由がございますか。

<丸山 勝規 県産材利用推進室長>

昨年まで、松本地域にいまして、松本地域では実は2回開催しようと考えており、12月を予定しておりましたが、鳥インフルエンザ等の騒ぎもございまして、開催時期等を委員の皆様にお知らせすることができないまま、年度最後に1回という形で開催させていただいたという次第です。

<植木 座長>

大北地域は。

<小林 健吾 森林政策課課長補佐兼企画係長>

大北地域につきましても、ちょうど、委員さんの改選の時期と重なり、地域全体の中で、今、大北地域はいろいろ難しい問題を抱えている中で、どういった議論を進めていくのか、あるいは委員さんになっていただくのかという中で、まとまるのに時間が掛かったと聞いております。

<植木 座長>

他にどうでしょうか。金子委員さん

<金子 委員>

その他制度への希望の中で、松くい虫対策が書かれております。長野県内のほとんどが松くい虫に浸食されておりました、ここには、対策の被害材のことが書かれておりますが、できれば、防除対策、予防ですね。予防対策というのを、例えば、監視員の皆さんの日当ですとか、駆除の薬剤ですとか予防に対しても、しっかりお願いしたいと思います。

<植木 座長>

はい、他によろしいでしょうか。では、この議題については終了させていただきます。

その他として、事務局から何かございますか。よろしく申し上げます。

(3) その他

○スマート精密林業技術について 説明者：河合 広 信州の木活用課長

<植木 座長>

ただいま、スマート林業についての説明がありましたが、この林務部業務内容、大変いろいろなところで書いておりますので、委員の皆さんも参考にしてもらって、どういう動

きで林務部が動いているかということが、これで把握できるかと思います。

何かこれについてございますか。はい。松岡委員さん。

＜松岡 委員＞

いろいろな企業の得意分野を結集した技術というのが、これからの長野県の林業を支えていくと、わくわくしてお話を聞いたのですが、冒頭にも質問しましたが、話を聞いている者としては、これが万能だと思っている人達がいることが不安になってしまうので、こういう精度で、今はだいたい7割位の精度でやっていますという前提を言っていたら、こういう話をしていただいたほうが納得できるという市民目線の意見ですけれど、これから長野県の市町村で、こういう資料を見せながら、みんなでやっという気持ちを生まれさせるととても良いツールですので、そこの運用をしっかりやっていただきたいと思っています。期待しています。

＜植木 座長＞

他にございますか。どのようなことでも結構です。はい、貴船委員さん。

＜貴舟 豊 委員＞

この業務内容の22ページ。これは林務部と大学の一つのタイアップということですが、これは、やはり自然災害が多いということで、土木、建設とも情報は共有するのですか。

＜山崎 明 林務部長＞

この業務内容の12ページをお開きいただきたいと思いますが、現在、この航空レーザ測量を終えた状況を踏まえつつ、CS立体図ということで、地形、あるいは沢筋の危険箇所などが一目でわかるようなシステムができました。これは、山地災害全般のみならず、幅広い用途に利用できると思っておりますので、いずれ県の部局長会議などで、この技術を開発したのが林業総合センターの연구원でございますので、それをお知らせしつつ、いろいろな用途に転用できる可能性がありますので、それぞれの先で使えるような道を作っていきたいと考えております。

＜貴舟 委員＞

ありがとうございました。

やはり、自然災害の土石流が出てきた時は、沢筋にある樹木が被害を大きくしているということで、優先的に整備をするということは土石流災害も踏まえた視点から判断していただければありがたいと思っておりますので、有効活用をお願いしたいと思います。

＜植木 座長＞

他にどうでしょうか。全体を通じてでも結構ですが、麻生委員さん。

＜麻生 委員＞

その他ということで、森林税と国庫補助を含む補助金の不正受給問題について、3月28日に長野地裁からの判決が一応出ました。それは皆さん御存知かと思いますが、それについて、判決後、今回が初めての県民会議で、私達は県民の代表としてここへ出席しているわけですが、今回、何かそれについて、今後についての説明やお話しがあるのかと私は期待もしていました。

というのは、今までとは受け止め方が変わってきている。それから、70%の県民が再調査が必要だというアンケート結果が出ている、更に、11月15日に行われた県民に対する説明会については非常に物議を醸した状況にあるということも踏まえて、不正受給問題について、県としてはどのように対応しようとしているのか、それから、県民に対してどのような説明をしようとしているのか、現時点で分かることがあればお話ししたいと思っています。

<植木 座長>

はい、県民会議という場において、これはかなり密接な関係があると、説明すると大分長くなるでしょうけれど、掻い摘んで、今の御質問に対して事務局から御回答いただければ、ありがたいと思います。

<福田 森林政策課長>

今、お話がございましたとおり、3月28日に大北森林組合及び元専務理事に対する刑事裁判の判決がございました。

双方とも控訴しなかったために確定をしたところでございます。内容的にはそれぞれ補助金適正化法違反、さらには詐欺ということで、中村元専務理事には懲役5年、組合には罰金100万円という結果でございました。なお、この中で県の職員に重大な落ち度があったという御指摘をいただいたところでございます。このことは、大変私どもとしても重く受け止めなければならないと思っております。

当然、県としても重大な落ち度があったということ認識した上で、これまで厳正な懲戒処分ですとか、様々な再発防止策ですとか、対応をしてまいったところでございまして、私どもとしてはさらにこうした対応を進めることで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいというのが、基本的な考え方でございます。

それから、まだこの問題につきまして、補助金不適正法に基づく補助金の取り消し、さらには組合に対する返還請求を行ったわけでありまして、さらに損害賠償の問題等が残されております。関係者等への損害賠償等につきましては、知事も明らかにしておりますけれども法的課題を専門に検討する委員会を専門家によって作りまして、さらに検討を進めていきたいということでございまして、こうしたものを通じて、私どもとしての対応方を明らかにしてまいりたいと考えております。以上でございます。

<植木 座長>

はい、ありがとうございます。麻生委員、よろしいでしょうか。

＜麻生 委員＞

県民への説明はどうするのかということは。

＜植木 座長＞

県民への説明について、どうするかということについて、どのようにお考えなのかということについても、併せて、御回答をいただければと思います。

＜福田 森林政策課長＞

当然のことながら、そういった委員会で検討させていただいた事項等につきまして、県民の皆様に分かりやすく説明していくということは必要と思っておりますので、検討が進んだところでその都度、必要に応じて説明等をしてまいりたいと考えております。

＜植木 座長＞

それでは、時間となりましたので、これで最後にいたします。

＜竹内 委員＞

その他でこの県民会議の位置付けについて、確認だけしたいと思います。

議会等で、森林づくり県民税はどうするのですかと質問すると、現在、税制研究会、そして、みんなで支える森林づくり県民会議で検討いたしております。その意見を基にして判断していきたいという答弁が返ってきます。

先程、金子市長さんからの質問に植木座長が答えていましたけれど、この税について、この会議で結論を出すべきものではないと、いう確かお答えがありました。

税制研究会を傍聴などしておりますと、極めて、結果がどうなるのかなと大変な会議だと印象を受けておりました、もしかしたら、税の存続はないと結論を出すかもしれません。

しかし、先程の答弁の話をしますと両方で検討をしていますという話になっているわけですね、そここのところの位置付けを県としてはどういうふうに位置付けておられるのか。それによって、論議の仕方がこれからの県民会議で変わってくると思います。

あくまで、税制研究会が今後、税に関しては結論を出すということなのか、それでは、この会議はどういう位置付けなのかということについて、お話しいただければと思います。

＜植木 座長＞

事務局から御回答いただきますが、その前に私の方から先程の金子委員さんとの絡みもごございますので、補足的な説明をさせていただきますと、先程も申しましたようにこの会議は決定の場ではないんですね。ですから、意見を述べるというところで大変重要な役割を果たしていると思っています。

ですから、前回の第1期から第2期にかけてもそうだったのですが、この委員会と税制研究会では平行な議論を行っていったところなんです。結果的には知事が御判断するということになるのですが、我々として、どうするのかという意見を、私はそろそろ意見として出さなければいけないと思っています。それがそろそろかと。

次回、あるいは次々回というところで少しずつ議論は必要ではないのかと私自身は思っております。ただし、結論としてではなく、意見として、この会議として挙げたいと思っています。一方では税制研究会は、税制研究会で議論をしていると、それを多分、知事が最終判断をするということだろうと思います。

ですから、いずれこの会議の場でもやらなければならないと私は理解しておりますが、その理解でよろしいのかどうかも含めて事務局から御回答をお願いします。

＜福田 森林政策課長＞

県民会議の他に県内 10 か所の地域会議がございますけれど、森林税導入の検討段階で、森林税活用事業の効果検証等に第三者機関を設置すべきとの御意見等がございます。毎年度、活用事業の計画ですとか取組、実績等を客観的に御判断いただき、施策の展開に反映をしてきたところがございます。諮問機関という位置付けを持たせているわけではございませんが、客観性、厳正性あるいは、県民への公表という点からも、非常にこれまで各施策の展開に資することが大きかったと思っております。

反面、地方税制研究会が税の超過課税とか、県税のあり方全体について御意見をいただく研究会として、御検討いただいていたところがございます。率直に申し上げれば、双方ともにこの森林づくり県民税については御議論いただき、御検討いただくものと考えておりまして、どちらかで決めるというものではないと思っております。

＜植木 座長＞

竹内委員よろしいですか。

2 期も終わるわけですから、そろそろ、議論が必要かと思っておりますけれど、他によろしいですか。

それでは、休憩時間もなく 2 時間通して議論をさせていただき、申し訳ありませんでした。以上で第 1 回目の県民会議を終わりたいと思います。最後に事務局から日程調整についてお願いします。

＜小林（健） 森林政策課課長補佐兼企画係長＞

はい、次回ですが 6 月 2 日をお願いしたいと考えております。また、場所、時間等、詳細はおって御連絡させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

＜植木 座長＞

はい、次回は 6 月 2 日ということでございます。よろしくお願ひいたします。以上をもちまして、全ての議事が終了いたしました。皆様の御協力の下で終わらすことができました。どうもありがとうございました。